

災害時における応急対策業務に関する応援協定の概要

○目的

菰野町地域防災計画に基づき、災害時における町民の生命、身体及び財産の保護並びに町民生活の安全の確保に必要な応急対策業務について、町が町内建設業等事業者の協力を得て、迅速かつ円滑に実施することを目的とします。

○災害の範囲

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害で、菰野町地域防災計画に基づき、菰野町災害対策本部又は菰野町災害警戒本部を設置したものとします。

○応急対策業務の内容

- (1) 住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去作業
- (3) 町が行う水防作業と連携する水害防御のための応急措置作業
- (4) 町が管理する道路、河川等の施設の機能確保等のための緊急を要する応急復旧作業
- (5) 緊急を要する建設資機材又は労力（以下「建設資機材等」という。）の調達及び輸送
- (6) その他町が必要と認める応急作業

○応急対策業務の協力要請

以下の事項について記載した、文書（「菰野町災害時応急対策業務要請書」（第 1 号様式））により協力を要請します。ただし、特に急を要する場合又は文書による要請が困難な場合は、電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を送付します。

- (1) 応急対策業務の実施場所及び実施場所の状況
- (2) 応急対策業務の内容
- (3) 建設資機材等が必要な場合その内訳
- (4) その他必要な事項

○応急対策業務の実施方法

町の要請を受けた場合、町の指示により応急対策業務を実施します。

○応急対策業務の実施報告

町に対し、次の事項を記載した、文書（「菰野町災害時応急対策業務報告書」（第 2 号様式））に、業務の実施を確認できる書類を添付し報告するものとします。ただし、報告書による報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、その後速やかに文書を提出することとします。

- (1) 応急対策業務の実施場所及び状況
- (2) 応急対策業務の内容
- (3) 応急対策業務に従事した者の氏名
- (4) 応急対策業務に建設資機材等を使用した場合の内訳
- (5) その他必要な事項

○経費の負担

協定に基づく応急対策業務の実施に要する経費は、町が負担することとし、経費の算出については、提出された報告内容を確認し、町が採用する積算基準等に基づき、甲乙の協議により行います。

○損害補償

協定に基づいて応急対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）又は従事者の遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、「労働者災害補償保険法」（昭和22年4月7日法律第50号）により行うものとし、「労働者災害補償保険法」が適用されない場合は、「菰野町消防団員等公務災害補償条例」（昭和42年2月8日条例1号）により行うものとします。

○協力体制

この協定に基づく協力要請を迅速かつ確実に行うため、事業者は、この協定の締結に際し、次の資料を整え、町に提出することとします。ただし、事業者が、菰野町が定める「登録を希望する技術職員名簿提出要項」に基づく「登録を希望する技術職員名簿」を提出している場合には、第2号の資料については、「登録を希望する技術職員名簿」を用いることとします。

- (1) 連絡体制（連絡担当者、休日・夜間連絡先等）
- (2) 技術職員名簿（土木施工管理技士等）
- (3) 保有建設資機材等（建設機械、建設機械運転有資格者等）

なお、協定締結後、毎年4月当初の時点で、提出資料の記載内容に変更が生じた場合には、変更後の資料を提出することとし、4月当初以外の時期であっても、町が必要と認めた場合は、変更後の資料を提出しなければならないこととします。

○防災訓練等への参加

この協定の実効性を確保するために、町は、協定締結事業者に対し、町が主催する防災訓練等への参加を要請することができます。

○有効期間

協定締結の日からその年度末の3月31日までとし、期間満了の日の30日前までに、町又は事業者の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とします。

○町の解除権

町は、締結事業者がこの協定を履行する見込みがないと認めるとき、又はこの協定に基づく応急対策業務の協力者としてふさわしくないと認めるときは、この協定を解除することができるものとします。